丹波東部(竹田川流域圏) 地域総合治水推進協議会について

- ↓ 総合治水条例の背景
- → 総合治水条例の概要

総合治水条例の背景

▶ ① 度重なる大雨がもたらす甚大な被害

近年、台風災害による県内の主な被害

平成2年

台風第19号・

秋雨前線

|死者行方不明者 44名

■住宅全半壊約1,100棟 床上・床下浸水 約66,000棟

既往洪水規模での河川整備を実施

平成16年

台風第23号

■死者行方不明者 26名

■住宅全半壊 約7,900棟 床上・床下浸水 約10,800棟

平成21年

台風第9号

■死者行方不明者 22名

■住宅全半壊 約1,100棟 床上・床下浸水 約1,800棟

避難判断に役立つ 危険情報の活用が不十分

台風が連続して襲来

平成23年

台風第12号

■県内47箇所で観測史上最大の雨量(県下152箇所の観測所中)

■床上・床下浸水 約6.800棟

台風第15号

■県内22箇所で観測史上最大の雨量(県下152箇所の観測所中)

■床上・床下浸水 約300棟

平成2年 台風第19号·秋雨前線







平成16年 台風第23号









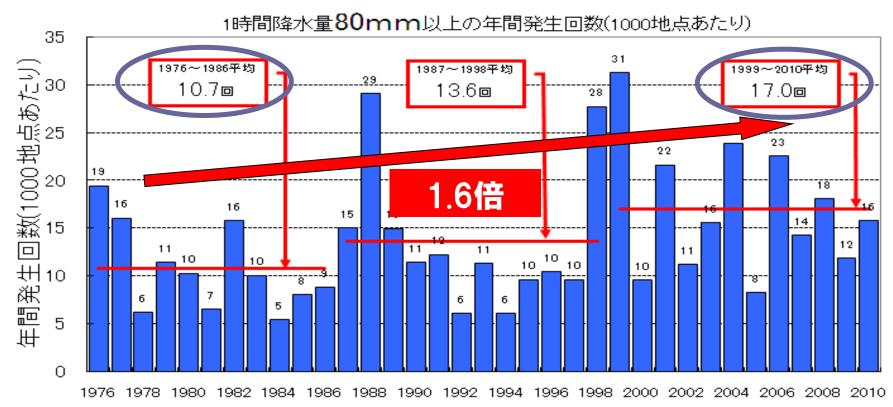
出典:兵庫県ホームページより

平成21年 台風第9号



■ 2 大雨が発生する頻度の増加

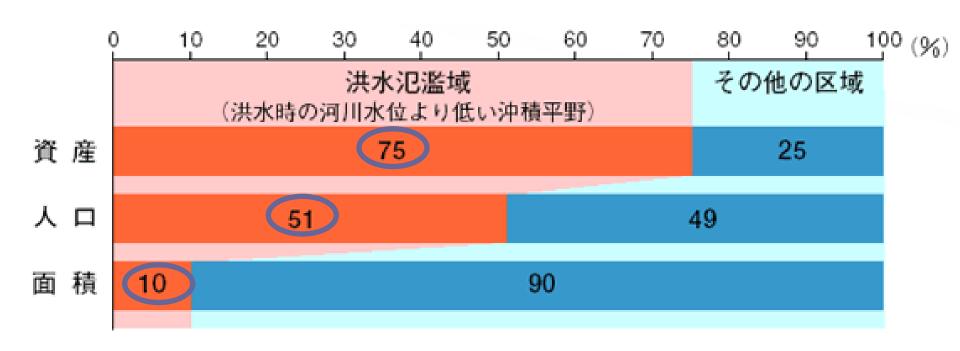
30年前と比較すると、猛烈な雨(80mm/h以上)が降る回数は1.6倍に上昇(年間10.7回→17.0回)*50mm/h以上では1.3倍





■③ 洪水氾濫域に人口・資産が集中

浸水するおそれのある土地(洪水氾濫域)に、 人口の半分、資産の8割が集中





人口高齢化・環境問題・都市化等の社会情勢の変化に 連動して、浸水被害構造が複雑・多様化(深刻化)

①人口高齢化

- *災害時要援護者"に対する 防災上の課題が顕在化
- ②地域コミュニティの希薄化
- 地域防災の弱体化(情報伝達の 遅れ、消防団の減少等)
- ③「水害廃棄物」の処理問題
- 膨大量の回収・運搬・仮置・分別・処分の対応

4都市空間の高度利用 (地下空間の利用) 地下空間の浸水被害

- 5生活の電子化・高度化 (デジタル家電の普及等)
- 家財の被害規模拡大

- 総合治水条例の施行の背景
- ①度重なる大雨が もたらす甚大な浸水被害
- ②大雨が発生する 頻度の増加

③洪水氾濫域に 人口・資産が集中 4都市化等による浸水 被害構造の深刻化

河川や下水道の整備といった

『これまでの河川下水道対策』

だけでは、被害を防ぐことは困難となってきています。

総合治水条例の概要

総合治水条例の概要

条例の目的

- ① 総合治水の基本理念を明らかにする。
- ② 総合治水に関する施策を定める。
- ③ 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する。

条例の特徴

- ①総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、 県・市町・県民の責務を明確化。
- ②総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、県土 を11の地域に分け、各地域で「地域総合治水推進計 画」を策定する枠組みを規定。
- ③雨水の流出量が増加する一定規模以上の開発行為を行う 開発者等に対し「重要調整池」の設置等を義務化。

総合治水条例の概要

条例の構成

- 総則(第1条~第5条)
- 地域総合治水推進計画(第6条・第7条)
- 河川下水道対策(第8条・第9条) 【ながす】
- 流域対策(第10条~第37条) 【ためる】
- 減災対策(第38条~第50条) 【そなえる】
- 県民相互及び他の行政機関との連携(第51条~第54条)
- 雑則(第55条~第57条) 罰則(第58条~第61条) 附則

第1章 総則

第1条

定義



河川・下水道の整備

河川下水道対策

BODET!

雨水を一時的に貯留・地下に 浸透させる

流域対策

<効果的に組み合わせ>

信例る

浸水した場合の被害を軽減する

減災対策

रिक्टिये थे।



これからの治水



■第1章 総則

第2条 基本理念

- ◆総合治水は、河川下水道対策、流域対策、 減災対策 を組み合わせることにより、 降雨による浸水の発生を抑制し、浸水被害を 軽減することを目的として推進します。
- ◆総合治水は県・市町・県民が、相互に連携し、 協働して推進します。
- ◆総合治水は、環境の保全と創造に配慮して 推進します。

第1章 総則

第3~5条 県の責務、市町の責務、県民の責務

県の責務

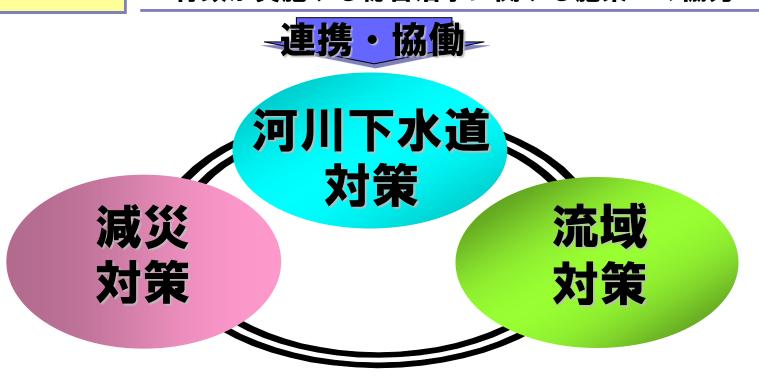
総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務

各地域の特性を生かした施策の策定・実施

県民の責務

- ・雨水の流出抑制と浸水発生への備え
- ・行政が実施する総合治水に関する施策への協力

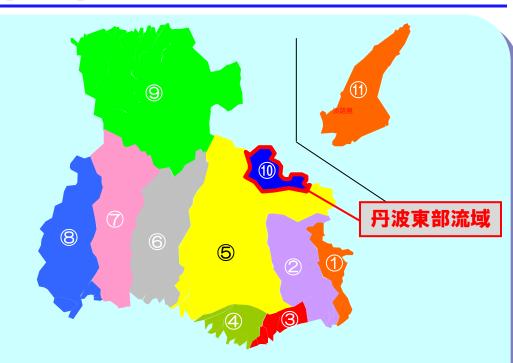


第2章 地域総合治水推進計画

第6条

地域総合治水推進計画

流域を基本とし、県 民生活・産業・地域 の特性を考慮して、 推進計画の策定単位 となる 11の「計画地域」 を知事が設定



<計画地域の名称、地域に属する代表的な河川及び市町>

1阪神東部	猪名川(尼崎市、伊丹市他)
2阪神西部	武庫川(尼崎市、西宮市他)
③ 神戸	新湊川(神戸市)
4神明	明石川(神戸市、明石市)
5 •北播磨•丹波	加古川(加古川市、西脇市他)
6中播磨	市川(姫路市、市川町他)

///XU-11#]/	
7 西播磨東部	揖保川(たつの市、宍粟市他)
8西播磨西部	千種川(赤穂市、佐用町他)
9但馬	円山川(豊岡市、養父市他)
10 丹波東部	竹田川(篠山市、丹波市)
11 淡路	三原川(洲本市、淡路市他)
k	

第2章 地域総合治水推進計画

第6条

地域総合治水推進計画

推進計画に定める事項

- ①総合治水の基本的な目標
- 2総合治水の推進に関する基本的な方針
- ③河川下水道対策に関する事項
- 4流域対策に関する事項
- 5減災対策に関する事項
- ⑥環境の保全と創造への配慮に関する事項
- ⑦その他総合治水を推進するに あたって必要な事項

第2章 総合治水推進計画

第7条

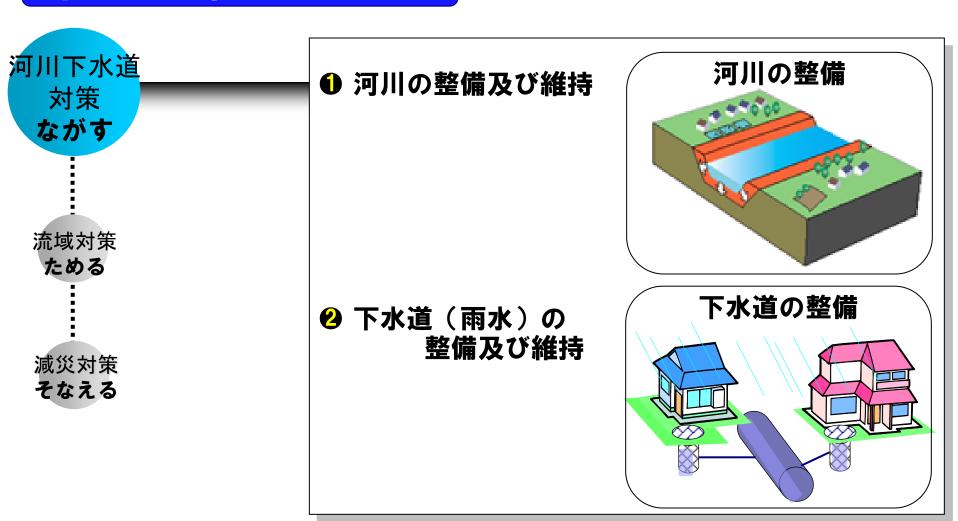
|総合治水推進協議会

地域総合治水推進計画を策定するときは、計画地域ごとに<u>総合治水推進協議会</u>※を設置し、広く県民から意見を聴きます。



第3章 河川下水道対策『ながす』

第8・9条 (第53・54条)



第4章 流域対策『ためる』

第10~37条

河川下水道対策 **ながす**

流域対策
ためる

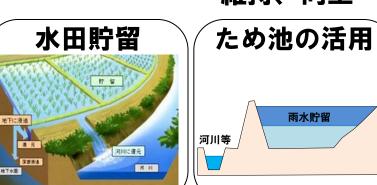
- 😊 開発行為に伴う調整池の設置
- ❸ 調整池の適正管理
- ❸ 土地の遊水機能の維持
- ・ 出水時における河川への ポンプ施設の運転調整



- ♥ 雨水貯留浸透機能の備え・維持
- ❷ 貯水施設における

雨水貯留容量の確保

● 森林整備による保水力の 維持、向上







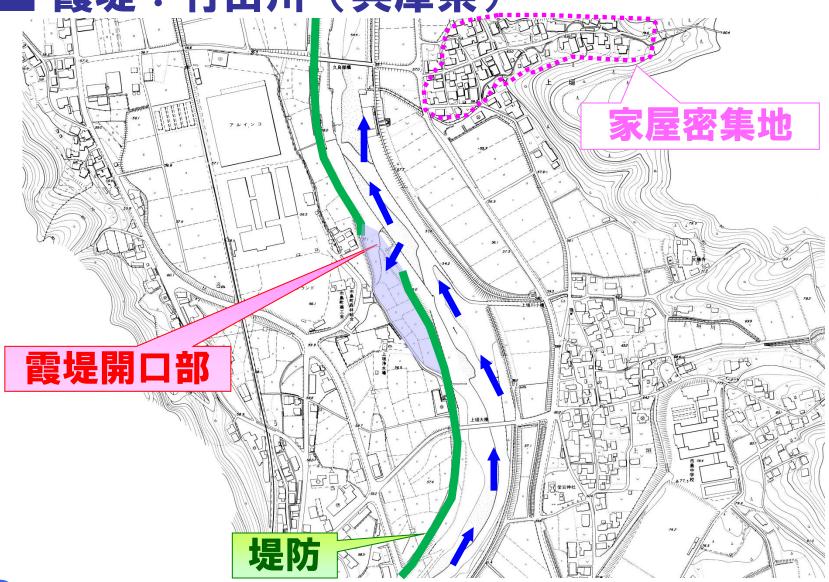
減災対策 そなえる



■浸水被害軽減のための伝統的な工法 ①





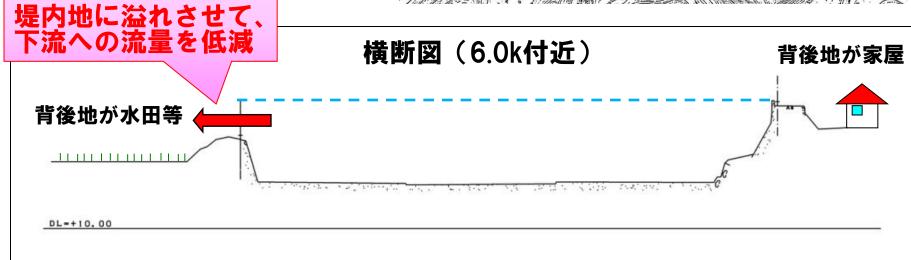


浸水被害軽減のための伝統的な工法 ②

■ 越流堤:竹野川(兵庫県)



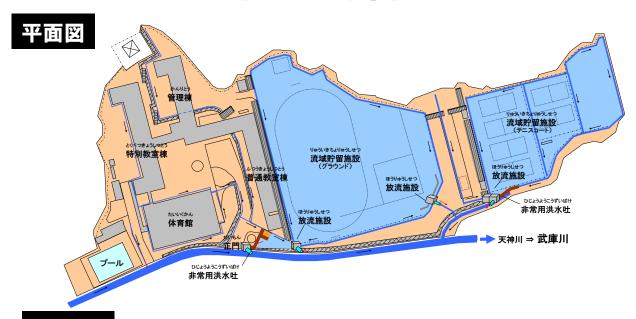




近年の総合治水

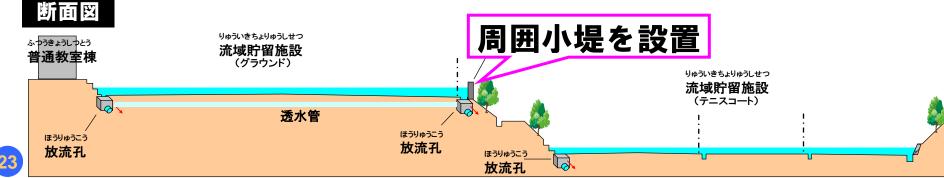
■校庭貯留:県立宝塚東高校(兵庫県)

グラウンド・テニスコートに周囲堤を設置 し、雨水を一時的に貯留

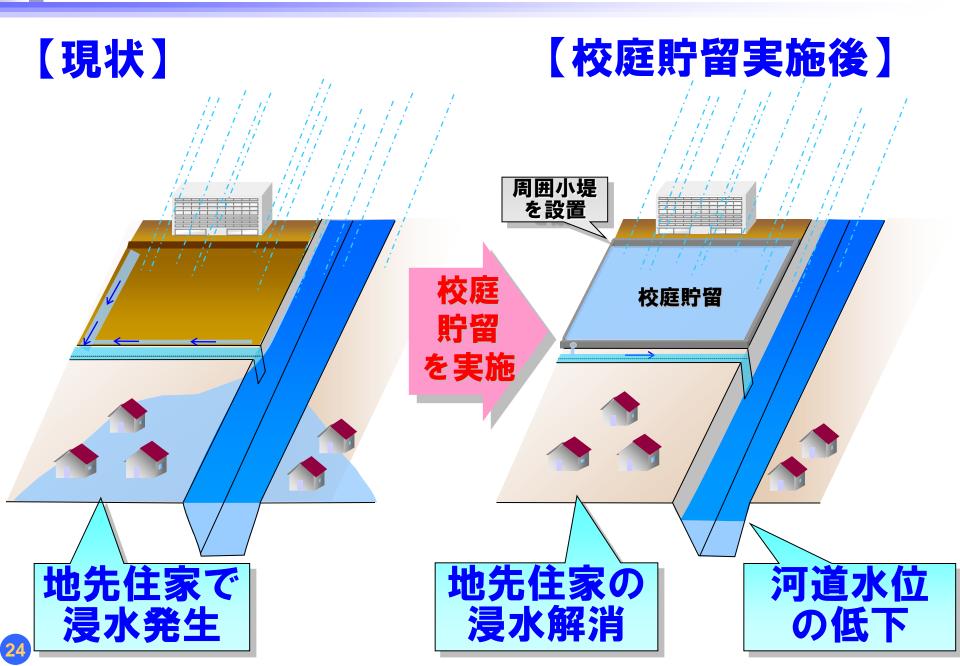








校庭貯留の効果



第5章 減災対策『そなえる』

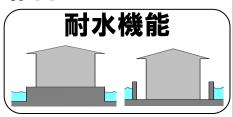
第38~50条



流域対策
ためる

減災対策 **そなえる**

- 建物等への耐水機能の備え及び維持
- □ 二線堤、輪中堤等による集落の浸水被害の防止
- **②** 浸水被害からの早期の 生活再建(共済、保険加入等)







- 🚯 浸水想定区域及び浸水の深さの周知
- 🔮 浸水被害の発生に係る情報の伝達
- 浸水被害の軽減に関する学習
- 水防体制等の強化、防災訓練の実施

ハザートマップ





■第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

第51条

県民相互の連携

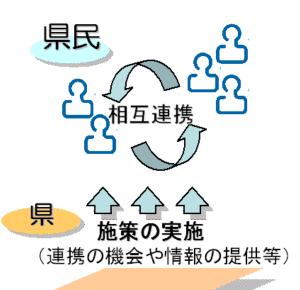
県 民

相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を 行い、活動団体を組織して相互に連携させる等の 方法により、協働による総合治水に取り組むよう 努めるものとします。

県

県民相互・団体相互の連携に資する施策を行う

ものとします。





県民連携による「手作りハザードマップ」作成の様子 (県、市町から作成指導、費用助成等の支援)



第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

第52条

土地利用計画策定者との連携



土地の利用に関する計画※を定める者に対し、計画を定める場合、次のことを考慮するよう求めます。

当該土地の河川整備の状況

災害の発生のおそれの有無

水源のかん養の必要性等

※都市計画法4条1項に規定する 都市計画その他法令の規定による 土地の利用に関する計画